

第 3 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第3回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和5年12月27日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 書記及び議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	5番	細谷 知成君
6番	鈴木 力男君	7番	及川 建則君
8番	近江カズ子君	9番	中村 亨 君

（農地利用最適化推進委員 8名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	鈴木のり子君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 学 君
	立根地域	金 典夫君	日頃市地域	中嶋 敬治君
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	越喜来地域	及川 孝子君

遅刻者（0名）

欠席者（2名） 大船渡地区末崎地域 尾形キヨシ君
三陸町地区綾里地域 古内 文人君

早退者（0名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、これより第3回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残りあと4日となりました。今年は想像を超えた猛暑で、農家の皆さんは大変な思いをしたのではないのでしょうか。それに加え鳥獣被害、特に熊の出没で人的被害、物的被害が毎日のようにテレビで報じられ、12月5日には早朝6時に立根町市営住宅駐車場で人的被害がありました。いつ自分の身に起きてもおかしくないような状態が未だに続いております。ご注意くださいと思います。

さて、今月から地域計画の策定が日頃市地区で始まりました。令和7年3月までに地域計画策定を終わらせるという国の方針でございます。ただ、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくように進めていくことが重要とも言われております。2025年度以降も話し合いや調整を続け、今後検討をし、徐々に先へ励んでいけばいいとも言われております。農業を担う者がいない中で難しい課題とは思いますが、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それから今月の17日、令和5年度けせん地方就農相談会に中村委員と出席してまいりました。陸前高田市総合営農指導センター研修室で、就農、法人への就職、農業体験研修など個別相談、各種支援制度の説明など、午後1時から3時半までの間、5組の方々が訪れました。それぞれの方々が真剣に相談されているようでした。農業の担い手として応援してあげたいと思ってまいりました。

簡単ではありますが、挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日出席の農業委員は10名、推進委員は8名であります。

欠席の連絡のあった推進委員は、大船渡地区末崎地域、尾形キヨシ推進委員、三陸町地区綾里地域、古内文人推進委員の2名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第2回総会以降の経過報告です。11月28日総会后、タブレット端末研修会を開催しております。11月29日、全国農業者年金連絡協議会・一般社団法人全国農業会議所主催の農業者年金加入推進セミナー及び一般社団法人岩手県農業会議主催の本県選出国會議員への政策要請、引き続き11月30日、一般社団法人全国農業会議所主催の令和5年度全国農業委員会会長代表者集會に中村会長職務代理者が出席しております。12月17日、令和5年度けせん地方就農相談会に熊谷会長、中村会長職務代理者が参加しております。12月19日、令和5年度農業経営者セミナーに佐藤委員、近江委員が参加しています。

12月20日発行の市広報にて農業委員等就任について周知しています。12月22日、令和5年度地域計画の策定に係る座談会、日頃市地区第1回に地元委員等が参加しています。12月26日、大船渡湾水環境保全計画推進協議会委員委嘱状交付式に金野委員が出席しています。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。12月27日、本日、農業委員会親交会忘年会を開催いたします。年が明けまして1月4日、令和6年大船渡市新年交賀会に熊谷会長が参加予定です。1月17日、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に新任委員等で参加を予定しております。1月18日、令和5年度地域計画の策定に係る座談会、吉浜地区第1回に地元委員等が参加予定です。1月22日、令和5年度経営戦略セミナーに参加予定です。1月23日、令和5年度気仙地方農政連絡会研修会及び令和5年度大船渡地方農業振興協議会研修会に参加予定です。第4回総会は1月29日に開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。

私からは以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、5番、細谷知成農業委員、6番、鈴木力男農業委員を指名いたします。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書の2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目いずれも畑。面積は 803 m²。権利を取得した事由は持分放棄。届出及び受理の日付は 11 月 15 日となっております。

続いて、番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑。面積は 589 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 12 月 5 日となっております。

続いて、番号3、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地。面積は 1,622 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は 12 月 11 日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書3ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、すみません、地図は1ページ目をあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目はいずれも畑、面積は 1,694 m²。権利種別は賃貸借。

賃貸借の理由ですけれども、経営規模拡大、それぞれ縮小、拡大のためというふうに記載しておりますけれども、借受人は造園業を営んでおられる方であります。こちらの土地を賃貸借して植木、庭木を一時的に植えておく場所として使いたいということで、1年間の契約での賃貸借という希望であります。

備考といたしまして、造園業で使用する農機具及びダンプ、トラック等の台数が記載されております。

こちらの方、個人での造園業になるので、世帯としては稼働人数1人ではありますけれども、臨時雇用の社員、社員というか、臨時雇用の方が3名いらっしゃるということでございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第1号1番について、2番、菊地久寿農業委員から説明をお願いします。

○2番(菊地久寿君) 2番、菊地です。議案第1号1番について報告いたします。地図は1ページです。

調査は 12 月 24 日に現地を確認し、貸付人宅にて話を伺い、12 月 25 日に借受人に電話にて話を伺いました。

現状、表土はほとんどなく、雑種地のような様子ではありません。

北側は三陸沿岸道路、東側は住宅、南側は雑木林、西側は道路と川に挟まれた土地で隣接する農地はありません。

借受人は造園業を営んでおり、借地は植木の育成に使用の予定です。植木ではありません

が、生産、出荷を目的とし、農地として使用することでした。貸付人は、農地を活用してもらえるのであれば何ら問題なく、将来的には譲渡しても良いとのことでした。以上、報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書4ページになります。議案第2号、農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は畑及び雑種地となっております。面積は計4,932㎡。

転用の目的は駐車場及び漁業用の資材置場等として使用するというございまして、転用の理由に書いておりますけれども、駐車場及び自営の漁業用資材置場が不足しており、不便を強いられているため、自宅から近い自己所有の農地を利用したいということでの農地転用の許可申請になります。

当該農地は第2種農地に該当しておりますけれども、隣接する農地等で耕作しているところはなく、その他、宅地と道路に挟まれたところになっておりますので、事務局としては他の農地への影響はないものとして考えておったところであります。

こちらの土地につきましては、昨年10月の総会において農振農用地からの除外に関して本市農林課から諮問を受けまして、農振除外適当と回答し手続きを進めたところ、令和5年1月31日に農振除外が確定した土地になります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第2号1番について、2番、菊地久寿農業委員から説明をお願いいたします。

○2番(菊地久寿君) 2番、菊地です。議案第2号1番について報告いたします。

地図は2ページです。調査は12月24日現地を確認し、申請人の自宅にて話を伺いました。

当該土地は、令和5年1月に農振除外となっております。地図のAの土地は、以前採草地として使用しておりましたが、現在は保全管理されております。なお、地図では南側が建物に重なっておりますが、実際、境界は北側で建物にはかかっておりません。Bの土地はほとんどが擁壁と傾斜地で、一部が平地となっており、耕作をしている様子はありませんでした。Cの土地は傾斜地で雑種地となっております。

申請人は以前は養殖業とともに水稻栽培を行っていましたが、数年前の自宅の火事によりコンバイン等の農業機械が焼失したため、以降、水稻栽培は行っていません。今後とも畑として活用は考えていないとのことなので、今回の申請に至ったということでした。以上、報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書5ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は707㎡。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅の敷地とするためということで、転用理由のほうにございますけれども、自己居住用の住宅を建設する目的で使用するというございます。

当該地は第2種農地に該当しておりますけれども、宅地と道路に挟まれた土地ということになっております。

続いて、番号2、地図は4ページをお開きください。登記簿地目は田、現況地目は畑、面積は計838㎡。権利種別は売買。

転用の目的は、一般個人住宅の敷地とするためということで、転用理由のほうに、現在借家住まいにつき、当該地を取得して自宅を新築したい、また、Aについては道路からの通路として利用したいということでの申請であります。

議案書6ページをお開きください。番号3、地図は5ページになります。登記地目は畑、

現況地目は雑種地、面積は 1,339 m²。権利種別は賃貸借。

転用の目的といたしまして仮設の事務所、トイレそれから駐車場などとして利用するためということで、転用理由のほうに、整備工事のため仮設事務所、駐車場及び資材置場として利用したいということで、来年、令和 6 年 3 月 31 日までの一時転用という申請でございます。

こちらの土地につきまして、過去、建物の建設、取り壊し、それから道路周辺の工事などを請負うために、一時転用ということで許可の延長をしてきたところでございますけれども、前回の許可の終わりが 11 月 31 日で効力が切れていたところでございます。ただし、11 月の半ばにこの土地について再度利用したいという申し出があったところなんですけれども、先月の総会のほうにかけるには、日程的に間に合わなかったため、追認案件として今回第 3 回の総会に提出したものでございます。

こちらの土地は、都市計画区域内第一種低層住居専用地域に該当しておりますので、第 3 種農地となっております。

続いて、番号 4、地図は 6 ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目、いずれも畑、面積は 264 m²。権利種別は売買。

転用目的は一般個人住宅の敷地にするためということで、現在借家住まいにつき当該地を取得して自宅を新築し、親子で同居したいという申請でございます。

こちらの土地につきましては、住宅が建ち並ぶエリアで宅地が並ぶ中にございましたので、第 3 種農地というふうに判断しております。

続いて、番号 5、地図は同じく 6 ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は 326 m²。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅建設のためということで、現在借家住まいにつき、当該地を取得して自宅を新築したいということでございます。

先ほどの土地と並んだ土地になりますので、こちらも第 3 種農地と判断しております。

議案書の 7 ページをお開きください。番号 6、地図は 7 ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は 363 m²。権利の種別は売買。

転用の目的は露天駐車場となっておりますけれども、転用理由のほうに詳しく書いておりますが、自社所有の道路を通行して北側の自社作業場に大型車両が往来するが、道路が狭く、すれ違いに支障があるため、当該地を大型車両の退避駐車場として利用したいという申請でございます。

当該地は第 2 種農地に該当しておりますけれども、目的からして、その他の土地をその目的のために使用するという事は困難であるため、周囲への農地への影響もないことから、一般基準、立地基準ともに満たしているものと事務局のほうでは判断したところでございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について

て説明をお願いします。

議案第3号1番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。先に地図のほうで、地図の上のほうにAと書いてありますが、Bという字が間違ってます、元々が間違っているんでしょうから、訂正しておきます。それでは番号1番について調査結果を報告いたします。

12月21日に現地の確認及び関係者からの聞き取りを行っていますが、譲渡人は体調を崩されているとのことでしたので、県外で同居されている息子さんから電話で、また、譲受人とも電話で対応をしております。

申請地は、譲渡人の夫が25年ほど前に亡くなってからは耕作されていないとのこと、2、3年前の農地パトロールでは、背丈ほどの草木が生い茂っていた時期もありましたが、現在は草刈り管理された休耕畑となっております。

次に申請に至った経緯になりますが、譲受人は現在、ご夫婦二人で借家住まいをしていますが、この度居宅を新築するにあたり、当該地を購入することにしたとのこと。なお、敷地内には2階建の居宅の他、ご夫婦2台分の駐車スペースを確保し、外物置を設置するとのことでした。

周辺への影響ですが、申請地の東側は譲渡人の居宅がありますが、現在は空き家になっています。また、南側と西側は譲渡人宅へ通じる私道、北側は、たまたま居合わせた測量会社の方によりますと、公共施設に通じる市道を造成する際の用地とのこと、法面となっています。このような現況に加え、生活排水は南側の側溝を利用するとのことですので、転用に伴う周辺農地への影響は特にないものと思われまます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号2番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 農業委員の及川です。議案第3号2番について調査報告をいたします。

12月20日に現地視察を行いました。

現地はAが2mほど小高くなっており、B、Cが道路と同じ高さとなっていました。

譲受人の代理人のお話で、高くなっている広い土地を住宅とし、Cは道路からの通路とする予定との聞き取りを行いました。

周辺では道路となるCの隣の土地には、梅の木が多数植えられておりましたが、こちらとも高い土地となっており、影響はないものと思われました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号3番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第3号3番につきまして現地調査並びに聞き取り調査を行いましたので、報告をいたします。

地図の5ページをお開き願います。

この案件は、これまで3回総会に付議されております。転用目的、理由については事務局が説明したとおりです。

現地調査は12月21日午前に行っておりますし、貸付人からは21日の午後電話で、それから借受人の担当者からも21日午後、電話で聞き取りをしております。

現況は盛土され草刈り整備された休耕畑で、追認案件ですので、既に事務所等が設置されております。

周辺農地への影響は、東側に農地がありますが、側溝、水路等も整備されておりますし、一時転用なので問題はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号4番及び5番について、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。議案第3号4番と5番につきまして12月24日に現地調査を行い、その後12月24日に電話にて聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

現地は腰丈ぐらいの雑草が、やや繁茂した休耕地の状態となっております。

周辺の状況ですけれども、申請地の北側は宅地、東側は市道、南側は譲渡人所有の住宅敷地、西側は竹林となっております。

申請に至った経緯ですけれども、譲渡人は中学生の時に大船渡を離れ、以来、譲渡人の父親が自宅を含む土地の管理を不動産業者に依頼し、買い手を探したということでございます。申請地は、不動産会社が時々業者を頼んで草刈りをして管理をしていたということです。令和2年の5月に父親が亡くなり、譲渡人が相続して、今回、不動産業者より買い手が2人見つかったということで、今回の申請に至ったということでございます。

4番の譲受人は現在アパートに住んでおりますが、自宅を新築して両親と同居したいと考えておりましたが、両親の住んでいる実家よりも利便性も高い南側の地域に自宅を新築したいと考え、申請地を選んだということでございます。

5番の譲受人も現在アパート住まいで、自己所有の土地がないため申請地を取得して自宅を新築したいということでございます。

周囲への影響ですが、申請地に隣接する農地はないため、周囲への影響はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号4番及び5番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号4番及び5番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号4番及び5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号6番について、1番、佐藤信農業委員から説明をお願いいたします。

○1番(佐藤信君) 番号1番について報告させていただきます。

12月24日に現地確認と譲渡人からの聞き取りを行いました。

当該地につきましては休耕地ですけれども、現在は保全管理の状態になっております。
北側に譲受人の作業場、そして西側は宅地、東側は工務店の敷地です、南側に水田があります。

譲渡人は、今後畑としての活用は考えていないとのことでした。

周辺への影響でございますけれども、南側に水田がございますけれども、水路がありますので、周辺への影響は特にないと判断いたしました。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号6番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第7、議案第4号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページをお開きください。議案第4号、令和5年度4月開催の大船渡市農業委員会総会において議決された農業委員会における最適化活動の推進に係る令和5年度最適化活動の目標の設定等を修正することについて、本委員会の会議に付し、議決を求めるものです。

9ページ以降が目標設定の修正案ということになっております。修正する箇所につきましては、黒いアンダーラインで示したところになります。今回の修正につきましては、11月20日に新農業委員、推進委員が就任したことによりまして、人数の変更等々がございました。それについての修正ということでございます。

まずは農業委員会の状況というところ、これまでは令和5年4月1日現在という文字が入ってございましたけれども、5年の11月20日現在として、新しい委員の下での目標設定ということにしたいと考えております。農業委員会の現在の体制のところでございますけれども、委員の任命・委嘱の年月日は令和5年11月20日から任期の満了年月日は令和8年11月19日ということで、3年ずつ現在の体制のとおり修正しております。それから、農業委員の人数のところでございますけれども、定数10に対しまして実数10、これは改選前は9人でありましたところを10人、認定農業者につきましては9人中6人であったところが10人中5人、認定農業者に準ずるものは2人だったところが3人、女性は3人であったところを1人増えて4人、40歳以下のところは1人であったところを2人とそれぞれ変

更になっております。農地利用最適化推進委員につきましては、定数 10、実数 10 で変更はございません。

次に、農家・農地等の概要のところですが、色付きで示しておりますのは、基準構想水準到達者の欄でございます。4月の時点で 11 人と記載をしておりましたけれども、11月20日の時点で再度確認したところ、2人がお亡くなりになっておりました。そのため、2人を除いて9人というふうな記載に変更しております。

これ以降、変更点及び変更していないところでも若干説明を加えるべきところについてお話ししてまいります。9ページが一番下の表ですが、耕地面積ということで農地の面積となると遊休農地であるとか、今は使っていない休耕畑、休耕田というところの中には入ってくるんですけれども、この耕地面積というのは、現在作っていると思われる田、畑の面積になります。こうなりますと大船渡市内では田で 257ha、畑で 377ha、合計で 634ha が耕作されているものということで、統計調査でその数字が記載されております。農地台帳に登録されている農地、もう既に山林化しているということも含まれますと 1,500ha 前後になりますけれども、このうち耕作しているのは 634 というような数字になろうかと思っております。

続いて 10 ページでございます。このページに修正するところはございませんけれども、1番、最適化活動の成果目標のところ、管内の農地面積、先ほど申し上げました耕地面積と同じく 634ha であります。これまでに集積している農地の面積が 91ha と計算しております。これによりまして、現在の大船渡市の農地の集積率は 14.4% という数字になっております。それから②番の目標のところ、これは令和 5 年度の活動の目標値ということになります。目標の最終年度、目標年度は令和 12 年までということで、集積率を 60% まで上昇させるということが一応の目標となっております。60% というのは岩手県のほうで示した沿岸地区での集積率の目標値が 60% であったため、大船渡市でもこの数字を利用して目標の集積率としていたところがございます。現状の 14.4% から 60% にというのは、かなり急激な集積が必要ということにはなりますけれども、現状の目標としてはこのような形になっております。今年度の新規集積面積の目標は 1.9ha というふうにしておりました。これは今年度の 4 月 1 日時点で農業委員が 9 名、推進委員が 10 名、あわせて 19 名の方々がそれぞれ 0.1ha 前後、集積について努力してみようということで設定した数字になっております。こここのところが 20 人になったので 2.0 としてもいいかとは思っておりますけれども、岩手県の農業会議のほうから「目標の内容数字については修正する必要はない。人数等の修正のみで良い」というお話をいただきましたので、ここについては修正を入れておりません。

それから(2)遊休農地の解消のところですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況ということで、直近では昨年度、令和 4 年度の農地パトロールの結果で新たに判明した遊休農地の面積を書いています。緑区分、まだトラクターなどを入れれば農

地に回復できるという区分の農地が3ha、それ以上大型の機械を入れなければ農地への復旧が難しいという農地が3haそれぞれあり、合計で6haの遊休農地が大船渡市内に存在するという集計となっております。目標の②番なんですけれども、それ以前から令和4年度の利用状況調査で新たに発見されたもの以外、それ以前から遊休農地として把握していた面積が54haほど市内にございます。これにつきましては、今年度中に工程表を策定して、その解消に向けて活動を進めるとしております。

次のページ、11ページをお開きください。新規参入の促進ということで、令和3年度に新たに2経営体が参入してきたところがございます。令和5年度は新たに参入した方がいらっしゃいましたけれども、4年度までの実績としてはこのような形で、2年度、4年度につきましては、ゼロ件というものでございました。目標といたしましては、権利移動の面積を平均で1haで、新規参入者への貸付等について、農地所有者に同意を得た上で公表する農地を0.1haと目標を掲げています。

それから、2番の最適化活動の活動目標なんですけれども、1日当たりの活動目標、とりあえず県の数字そのままもってきてまして、1カ月10日の活動を目標とするという記載はしております。ただし、以前から申し上げたとおり、最低でも1日以上活動していただければ、10日は強要しないと話ししておりましたので、ここについては単に目標値というふうにご理解いただきたいと思います。変更があったところにつきましては、最適化活動を行う農業委員の人数、これが9名から10名になったというところがございます。

以下の部分につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○議長(熊谷玲子君) 私からいいですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) はい。

○議長(熊谷玲子君) 2番の最適化活動の活動目標なんですけれども、1人当たりの活動目標が1カ月10日とありますけど、確認なんですけどね、12カ月で農地パトロールも6月から10月まであるじゃないですか。その月に集中して活動日数が10日以上あると思うんですよね。それをその月だけが多くなるために、他の月に分けて平均でもっていけないんですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 国や県に報告する時にはまず使われるのは平均値、1年での活動の月平均の日数を報告することになります。なので9月、10月に日数多く、パトロールなどで活動していただいたというものにつきましては、冬期間の活動がなかなかできない部分に平均して計算した数字を報告しております。

ご記憶いただきたいのは、月に活動目標がゼロという月がございますと、市のほうで国から交付される交付金、補助金の金額が変動する場合がございますので、月に最低1日という活動日誌の記載があるようお願いしたいということでのお願いでございます。最終

的には報告する数字としては平均値を用いますので、今、会長さんがおっしゃったような。

○議長(熊谷玲子君) 例えば冬期間というのは、なかなか活動がないじゃないですか。案件があれば別ですけども。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) そうですね、まずは班会議、北班、南班、三陸班での班会議、そこでいろいろお話しいただいたということで、実績としてそこを書いていただきたい。総会のほうを欠席なさったというような場合につきましては、月の中で何らかの活動をしたというふうにご報告いただけるように、活動をお願いしたいというところがございます。

○議長(熊谷玲子君) 班会議じゃなくて、自分の農地を巡回するということとは違うんですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 班会議に出席して1日ですよ。

○議長(熊谷玲子君) 班会議でもいいんですか。無理に巡回しなくてもいいということですね。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 寒さに凍えながら巡回する必要はないということですから。

○議長(熊谷玲子君) 無理をしない範囲でお願いいたします。

○事務局長(小松哲君) 外に出なくても、車でちょっと様子を見ながら回ったのも活動になりますので、その点も記入してもらえば1日の活動になりますので、できるだけ活動していただきたいと思います。

○議長(熊谷玲子君) 他に質疑、意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号について、本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号について本委員会において原案のとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、第3回総会を閉会いたします。

午後3時04分閉会